

只木ゼミ春学期第6問検察反対尋問レジュメ

文責:3班

1. 弁護レジュメ2頁18行目において「(客観的)構成要件を客観的要素のみで構成するのであるから、故意犯との理論整合性に適うものである」とあるが、どういうことか。
2. 弁護レジュメ2頁29行目以下で過失犯の処罰範囲を広げることであって矛盾しているという指摘があるが、どういうことか。そもそも、新過失論とは旧過失論で必要とされる予見義務違反に加えて結果回避義務違反をも要求するものであり、たとえ予見可能性を緩やかに認めたとしても、追加の義務違反を必要としている以上処罰範囲を拡大したことにならず、矛盾しないと考える。

以上